2014.6.24　Ver.1.2

生活・就労総合支援事業

厚生労働省　職業安定局　派遣・有期労働対策部

生活・就労総合支援事業の概要

東日本大震災等の影響により、多数の方が住居・資産・職を喪失し、避難を余儀なくされ、生活・就労面の課題を抱える求職者の安定した就職実現を図ることが喫緊の課題。被災求職者を対象に住居・生活支援に関する総合相談、関係機関への誘導等を行うほか、自治体と連携して就労支援を行う。

東日本大震災等の影響により、多数の方が住居・資産・職を喪失

就職活動に大きな阻害要因を抱える

生活費が足りない、、、

来月からどこに住めば、、、

阻害要因の解消

被災求職者が活用できる支援施策を紹介、関係機関への誘導等 ＋ 専門の相談員等による就労支援

リーマンショック（2008. 9）以降、非正規労働者など仕事と同時に住居を失う離職者等に対する各種支援施策を展開

既存のスキームを活用

住居・生活総合支援事業

生活保護受給者等就労自立促進事業

住居・生活支援窓口の設置

各機関の支援施策へ適切に誘導するための総合相談窓口

第二のセーフティネット支援施策の活用

職業訓練受講給付金等、雇用保険を受給できない方向けの給付金・貸付の利用

（周知用リーフレット）

住居・生活支援相談会の実施

気軽に相談できるよう仮設住宅の集会施設等で出張相談を実施。

（復興庁「復興の現状と取組より」）

地方自治体との連携

「こころの健康相談」等の支援施策を紹介。連携のため自治体と協議会を開催。

就職支援ナビゲーター等による支援

被災者には生活保護を受給している方もいるため、専門の相談員等による経済的自立のための就労支援を実施。

住居・生活支援窓口の役割

被災求職者が利用可能な支援施策は、適用要件や支援内容が各々異なること、最終的な支援決定は所管する関係機関が判断することから、直接関係機関へ出向いて相談する必要がある。被災求職者は該当しそうな機関全てに相談する必要があり非効率。このため、住居・相談支援窓口で一括して相談し、該当する制度の紹介及び関係機関への誘導を実施する。

住居・生活支援に関する総合相談を実施し、利用可能な支援施策を紹介。必要に応じて事前に要件を確認の上、関係機関へ誘導する。

的確な誘導等により、円滑に必要な支援施策を受けることが可能となる。

第二のセーフティネット支援施策等の概要

このような時	支援施策	支援の概要	支援内容	実施機関
失業中で職業訓練を受けたい	職業訓練受講給付金（求職者支援制度）	ハローワークの支援指示により職業訓練を受ける方で一定の要件を満たす場合に、訓練期間中に**給付金を支給**する（貸付の利用も可能）。	職業訓練受講期間中（原則最長1年） 受講手当・・・月額10万円 通所手当・・・通所経路に応じた所定の金額 希望により「求職者支援資金融資」を利用可（要返済）	全国のハローワーク
失業中で、住居を失った、または失うおそれがある	住宅支援給付	離職により住居を失った、または失うおそれのある方が、安心して就職活動ができるよう、賃貸住宅の**家賃を給付**する。	原則3か月（一定の条件を満たせば、最大9か月間） 賃貸住宅の家賃額（地域ごとに設定された上限額と収入に応じた調整あり）	地方自治体
失業などにより日々の生活全般に困難を抱えている	総合支援資金貸付	失業などにより日々の生活全般に困難を抱えている方に、住宅入居費などの**資金の貸付け**を行う。	①生活支援費（最長1年） 2人以上の世帯・・・上限月額20万円 単身世帯・・・上限15万円 ②住宅入居費（敷金・礼金等） 上限40万円 ③一時生活再建費・・・上限60万円 ※原則連帯保証人が必要（立てない場合は年利1．5%）	市町村 社会福祉協議会
離職により住居がなく、公的な給付や貸付を受けるまでの間の生活費に困っている	臨時特例つなぎ資金	離職して住居をなくした方で、公的給付や貸付けを受けるまでの生活費に困っている方に当座の**生活費の貸付け**を行う。	貸付額・・・上限10万円 連帯保証人・・・不要 利子・・・無利子	市町村 社会福祉協議会

このほか、公営住宅や雇用促進住宅の空き部屋情報を提供。心の悩みを聞いてほしい方には、自治体のこころの健康相談窓口を紹介。

生活保護受給者等就労自立促進事業の概要

生活保護受給者等を含め広く生活困窮者を対象とし、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備するとともに、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。

○自治体と協議会の設置及び当該事業に関する協定の締結
○自治体への常設窓口の設置、ﾊﾛｰﾜｰｸからの巡回相談の実施等のﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ型の支援体制の整備

地方自治体（福祉事務所等）

就職困難・生活困窮者

- 生活保護受給者等
  →相談・申請段階の者や受給後早期段階の者を重点に集中支援
- 児童扶養手当受給者
- 住宅支援給付受給者　等

○的確な就労に関する助言
→給付の適正化の実現

就労に関する支援要請
→両者共同で支援対象者選定の上、個別の就労支援ﾌﾟﾗﾝ策定

←求職活動状況の提供・共有化

ハローワーク

就職支援ナビゲーター

＜就労支援メニュー＞

① キャリア・コンサルティング
② 職業相談・職業紹介
③ 職業準備プログラム
④ トライアル雇用
⑤ 公的職業訓練等による能力開発
⑥ 就職・自立促進講習
→求職者支援訓練等への円滑な移行を目的とする本講習の規模を拡充する。
⑦ 個別求人開拓

就職

就労による自立

常用雇用化

職場への定着

職場定着に向けたフォローアップの強化

生活・就労総合支援事業の流れ

住居・生活支援窓口で相談を受けた被災求職者等のうち、地方自治体との連携による就労支援が必要な者については、当該窓口から直接、生活保護受給者等就労自立促進事業に繋ぎ、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな就労支援を行うことで、就労による自立を促進する。

住居・生活支援を必要とする被災求職者等

ハローワーク

住居・生活支援窓口

- 被災求職者等に対する生活や就職に係る相談等をワンストップで実施
- 必要に応じて、被災者等を対象とした各種支援実施窓口への誘導を実施
- 臨床心理士や弁護士等を招聘し、被災者向け施策や第二のセーフティネット等の総合相談会を開催

必要に応じ就労支援へ誘導

生活保護受給者等就労自立促進事業

就職支援ナビゲーター

- 地方自治体との間で就労支援に係る連携方策や目標を取り決めた協定等を締結
- 地方自治体とハローワークからなる就労支援チームによるきめ細かな職業相談・職業紹介により、被災求職者などの就労による自立を促進する。

誘導

誘　導

一般紹介窓口・求職者支援窓口等

地方自治体等

住宅支援給付

生活保護制度

等

生活･就労総合支援事業の支援事例

事例1（53歳、男性）

①相談者の状況

○原発関連施設の設備の整備業務に25年間従事していたが、東日本大震災及び原発事故により事業所が閉鎖となり、アパート（独身ひとり暮らし）を退去し、親せき宅へ避難。その後、実兄の住居に転居したが、実兄が亡くなったことにより、居場所がなくなったため、仕事と住居を求めて住居・生活相談窓口に来談。
○来談時は知人の家に居候していた。
○精神的な落ち込みがあった。（度重なる転居と親族の死亡、将来への不安等）
○一時は原発事故による賠償金を受給していたが打切りになり、預貯金もない。
○腰痛の持病あり。

②支援状況

○住宅支援給付や生活保護制度について説明。就労による自立への意向も強いため、就職支援ナビゲーターに誘導。
○福祉事務所や社協へ相談を行いつつ、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者として地方自治体との連携による就労支援を行うこととなった。
○ナビゲーターが住込み求人を広域に検索して提供。一緒に応募を検討。
○再就職セミナーを受講させ、再就職への準備と心構えを学んでもらうとともに、履歴書や職務経歴書の書き方の指導と模擬面接などを実施。

③成果等

○経験を買われ県外水力発電所施設の施設整備員として住込みで就職が決まった。早期に就職できたため、生活保護を受給せずに済んだ。
○3ヶ月以後の職場定着状況を確認したところ、元気で働いており、腰痛もないとの事。

④相談者の感想

ハローワークに仕事探しに来たところ、住居・生活の相談コーナーがあると聞いて、仕事より先に住むところを何とかしたいと思い相談した。生活保護などの相談をしながらも、資格（電気工事士）を活かせば必ず就職できると担当者から教えてもらい、頑張って就職活動して就職できたので良かった。大変助かった。

事例2（52歳、女性）

①相談者の状況

○東日本大震災及び原発事故により仕事と住居を失い、各地を転居し避難していたが、その後、預貯金等含め手持ち金なしの状態に。なんとか賃貸住宅契約するも収入がない。
○精神的に参っていたが失業給付を受給し生活立直しをしたいと来所したが、雇用保険受給資格はなし。
○無職。
○頼れる親戚も近くにいない。

②支援状況

○住宅支援給付・総合支援資金貸付の対象となる可能性があるため、市役所及び社会福祉協議会へ誘導。
○働く意欲があり、自主的な求職活動ができそうだったので、一般職業相談窓口へ誘導。

③成果等

○住宅支援給付が支給決定となった。
○介護・看護助手での仕事を希望。該当する事業所へ紹介し、採用となった。総合支援資金貸付は支給決定前に就職が決まり、該当せず。

④相談者の感想

失業給付の件でハローワークに来所したが生活相談ができる窓口があること、第二のセーフティネットの制度を知らなかった。他人には相談しにくい内容だが親身に話を聞いてくれ適切な誘導をしてもらえ気持ちに余裕ができた。

生活・就労総合支援事業の実績（平成25年度被災3県計）

住居・生活総合支援事業の実績

①住居・生活支援窓口における相談等件数（延べ）
12,402件

住居・生活支援相談会開催状況
503回
※出張職業相談時にコーナーを設置する等、住居・生活に関する相談も実施する場合を含む。

住居・生活支援窓口の相談・誘導等が役に立ったとする割合（アンケート調査）
96．9%

▸アンケートの声
「いろいろな相談を親身に聞いてもらえて大変助かりました。」
「移動手段がなく、近くのハローワークで相談できて、非常に助かります。」
「いろいろな相談をワンストップで受けられることがよかった。」

②住居・生活支援窓口の相談・誘導等による各種支援施策への誘導件数（延べ）
9,776件

支援施策への誘導割合
＝②誘導件数　／①相談等件数
78．8%

住居や生活に関する就職活動阻害要因の解消に寄与

生活保護受給者等就労自立促進事業の実績

①支援対象者数
3，694人

②就職件数
2，240件

就職率
＝②就職件数／①支援対象者数
60．6%

（参考）ハローワークの一般窓口における就職率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）　３３．２％（全国）

うち本事業以外による生活保護受給者の就職率（就職件数2,716人／新規求職者数45,199人）　６．０％（全国）

被災求職者等の就労による自立に寄与

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について　（参考1）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1．自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○　福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※　自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○　福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2．就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○　福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3．都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○　都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4．費用

○　自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
○　就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
○　家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日　平成27年4月1日

被災3県における有効求人倍率の推移

（参考2）

（出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

生活保護受給者等就労自立促進事業の実績の推移

（参考3）

全国における実績の推移

被災３局における実績の推移